

三次市教育委員会告示第 号

三次市部活動指導員配置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市部活動指導員配置事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市部活動指導員配置事業実施要綱（平成31年三次市教育委員会告示第号）の一部を次のように改正する。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条の見出し中「及び報酬の支払」を削り、同条第2項を削り、同条を第12項とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「ところにより」を「ところにより」に改め、同条を第9条とし、第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（旅費等）

第7条 部活動指導員が、公益財団法人日本中学校体育連盟若しくは広島県中学校体育連盟が主催する大会又は教育長がこれと同等と認める大会に参加する場合は、別表に定める額を費用弁償として支給する。ただし、文化活動については、体育活動に準じるものとする。

2 部活動指導員には、通勤費用相当分を費用弁償として支給するものとし、その金額及び支給方法については、（三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例平成16年4月1日)を準用する。

第5条第2項を次のように改め、同条を第6条とする。

- 2 教育長は、第12条に規定する報告により勤務実績を確認し、部活動指導員に対して報酬を支払うものとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、同一学校の同一部活動への任命は、最長3年間とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(身分)

第3条 指導員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に基づく非常勤特別職とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

交通手段等	支給対象
公共交通機関、貸切バス、タクシー	実費
車賃	三次市旅費支給条例(平成16年三次市条例第73号)第10条の規定を準用する。
宿泊費	三次市旅費支給条例第12条の規定を準用する。
日当	支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年 月 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、令和元年度分から適用する。